

令和6年度 高等学校等就学支援金制度及び授業料等軽減補助金制度 国と県の学費支援制度のご案内

(私立高校等・全日制)【令和6年7月分～】

1 学費支援制度の概要

(1) 高等学校等就学支援金制度（国の制度）

私立高等学校等に通う生徒に対して、家庭の収入状況に応じて、授業料を軽減する制度です。

(2) 授業料等軽減補助金制度（県の制度）

県が就学支援金に上乗せして助成することにより、授業料及び施設整備費・実習費などの実質的に授業料に相当する費用（以下、「授業料等」と言います）や入学時納入金を軽減する制度です。

就学支援金及び授業料等軽減補助金は、学校に支給され、生徒の授業料等に充当（相殺）されます。生徒に直接お渡しするものではありませんので、御注意ください。

2 支援の対象となる生徒

次の計算式によって計算した額（保護者全員の合算）が、304,200円未満の世帯は、表の区分に応じて授業料が軽減されます。

304,200円以上（年収目安約910万円以上）の世帯は、学費支援制度の対象外です。

【計算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除額 ※1

※1 政令指定都市の場合は、「調整控除額」に3/4を乗じて計算

計算式の額 (保護者等全員の合算)	毎月の授業料等			【参考】 世帯年収目安 あくまで目安です (上記の計算式に基づきます)
	支給（軽減）額	左記金額のうち 就学支援金の額	生徒負担額	
0円	授業料等の全額	32,500円	0円	～ 約270万円
51,300円未満	授業料等の全額	32,500円	0円	約270万円 ～ 約350万円
154,500円未満	32,500円	32,500円	[授業料等 - 32,500円]	約350万円 ～ 約590万円
304,200円未満	9,900円	9,900円	[授業料等 - 9,900円]	約590万円 ～ 約910万円
304,200円以上	【対象外】	【対象外】	全額	約910万円 ～

※2 月額の上限は5万円です

- 保護者の「課税標準額」「調整控除額」は、マイナポータルの「わたしの情報」から御確認いただくか、お住まいの市区町村役場で課税証明書を取得して御確認ください。（詳しくは役場の担当者へお尋ねください）
- 住民税が未申告の方は課税標準額の確認ができないため受給資格認定や支給決定ができません。役場で令和6年度分（令和5年分の収入）の申告手続きを行い、学校事務室へ課税証明書を提出してください。

3 提出期限について

毎年7月に、7月から翌年6月までの支援について、当該年度の税額で審査します。申請手続等に漏れがないよう提出してください。

【提出期限】 **7月10日（水）締切**

【提出先】 **広島県瀬戸内高等学校事務室**